

## 随意契約及び比較見積り省略理由書

工事名 : 安威川ダム 大岩地区迂回路設置工事その2

主要地方道茨木亀岡線（以下、「茨木亀岡線」という。）と大岩集落間は、茨木土木事務所が事業を進めている都市計画道路大岩線（以下、「大岩線」という。）を經由してアクセスが可能となる。

現状、大岩線開通までの間は、ダム事業の一環として進めている大岩地区圃場整備区域内に設置済みの大岩川右岸管理道路（以下、「現迂回路」という。）を經由して茨木亀岡線と大岩集落間のアクセスを確保しているところである。

大岩地区圃場整備事業を進める中、現迂回路周辺の擁壁等構造物を設置する工事（安威川ダム 大岩地区上面整備工事（H31-3 工区）・受注者：中林建設株式会社）は、工事施工の影響を受ける現迂回路の通行止めと併せ、その代替機能を有する大岩線の開通と同時期になる様、両事業の工程調整を行いながら発注を行った。

しかし、大岩線の工事を進める中、掘削面の地盤条件が事前調査結果と異なっていたことに起因し、新たな法面対策工が必要となったことにより大岩線の開通時期が大幅に遅れることが判明した。

一方、大岩地区圃場整備事業は地元関係者と令和 3 年春の営農再開を保障条件としており、再開の時期を遅らせることはダム事業全体の進捗にも大きく影響が生じることから、前述工事の施工にあたり、別途、圃場整備区域内に現迂回路の切り回しを行う必要が生じた。

本工事は、関係機関協議に基づき現迂回路の切り回しを行うものである。

当該区間については、影響を最小限度に抑えるため、前述の擁壁等構造物を設置する直前に設けることとしたが、当該構造物の設置工事と本工事の施工範囲が重複する。

そのため、これを他業者が施工した場合、工事工程の調整等による工期の大幅な遅れが営農再開をはじめ、安威川ダム建設事業への多大な影響として発生する。

上記より、本工事は「現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合」に該当するため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づき現在、「安威川ダム 大岩地区上面整備工事（H31-3 工区）」にて擁壁等道路構造物の施工を行っている中林建設株式会社との随意契約を行い、特定の者でなければ履行できないことから、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号に基づき比較見積りを省略する。